

西蒲民商ニュース

18年12月17日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 72-3372

FAX 72-3321

インボイス制度導入！

中小業者の商売は

どうなるの？

12月7日、民商で消費税やインボイス制度等の学習会が行われました。最初に「教えて湖東先生」のCDをみて議論に入りました。

○適格請求書（インボイス）とは：

今までは、消費税の申告は「請求書等の保存や帳簿の記載」で良いとされてきました。

平成35年10月からインボイスがないと消費税仕入控除（経費）が出来ません。

○インボイスの様式

請求書発行業者の氏名・名称・取引年月日・

区分税率・税務署へ届けた登録番号等記載

○免税業者は、税務署へ登録しないとインボイスの発行が出来ません。

○免税業者は、取引業者から「消費税の仕入税額控除が出来ない」と言われ、取引から排除される可能性があります。

【参加者意見や疑問】

○インボイス制度で消費税簡易課税制度はどうなるのか？

消費税の簡易課税制度は残ります。

農業等のみなし仕入率は70%から80%に変更になります（国税庁発表）

○免税業者（売上一千万円以下）は登録業者になれるのか？

税務署に届をだして登録業者になることが出来ます。但し免税業者も「課税業者届」を出して消費税を納めることとなります。

○参加者は、消費税制度を学習しつつ、10%増税中止の運動を強めようと確認しました。

消費税 10% 反対！



インボイス制度、軽減税率のCDを見る参加者

年末調整の準備は？

平成30年分の年末調整（従業員や会社役員等の申告）の時期が来ました。

○12月末までの給与や賞与を確定。

○配偶者や扶養親族の確認。（16歳以下の子供は扶養出来ません）

○国保や国民年金（社会保険料）、生命保険、火災保険等の書類の確認。

○住宅を新築した場合は、金融機関の残高証明書等の書類が必要。

○今年から配偶者特別控除の収入（150万円～201万6千円未満）が拡大されました

春季運動資金のお願い

西蒲民商は、確定申告の準備として自主計算パンフや自主計算ノート（まとめ）を配布します。春の運動で、民商の紹介運動と合わせてチラシなどの宣伝活動を行います。そのため春季運動資金（千円）をお願いしています。12月会費と合わせてご協力をお願いします。

西蒲民商会計 笹川一夫

商工新聞の年内発送について

○12月24日号は31日との合併号になります。

○新年特別号（1月7日付け）は、26日～28日配達となります。